

業 務 仕 様 書

本仕様書は、宍粟市が委託する「宍粟市本庁舎建築設備及び防火設備定期検査業務」（以下、「業務」という。また、業務委託者を「発注者」、当業務を受託する事業者を「受注者」という。）を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、業務の執行は本仕様書による。

1 業務概要

- (1) 検査対象施設
施設名：宍粟市本庁舎
住 所：兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
- (2) 委託期間
令和 9 年 3 月 17 日まで

2 業務内容等

- (1) 業務内容
 - ア 建築設備定期検査
建築基準法第 8 条及び第 12 条の規定に基づく、建築設備の検査及び兵庫県建築防災センターへの報告業務
 - イ 防火設備定期検査
建築基準法第 8 条及び第 12 条の規定に基づく、防火設備の検査及び兵庫県建築防災センターへの報告業務
- (2) 検査の項目、方法、判断基準等
 - ア 建築設備定期検査
検査項目の判定及び記入にあたっては、「最新の国土交通省告示」及び「建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター発行・最新版）」による。
 - イ 防火設備定期検査
検査項目の判定及び記入にあたっては、「最新の国土交通省告示」及び「防火設備定期検査業務基準（（一財）日本建築防災協会発行・最新版）」による。
- (3) 報告書の作成及び提出
報告書を作成し、令和 8 年 12 月 25 日までに兵庫県建築防災センターへ同センターが指定する方法（オンライン報告等）により関係書類を提出すること。
- (4) 指導手数料
兵庫県建築防災センターへ報告書を提出する際に必要となる指導手数料は、受注者の負担とする。
- (5) 建築物・設備概要
 - ア 建築物概要
 - (ア) 主要用途：市庁舎
 - (イ) 工事完了日：平成 21 年 2 月
 - (ウ) 構造：鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造り
 - (エ) 階数：地上 5 階
 - (オ) 建築面積：1,484.83 m²
 - (カ) 延床面積：6,690.32 m²
 - イ 建築設備概要
 - (ア) 無窓居室：55 室
 - (イ) 機械換気設備
 - (ウ) 防火ダンパー
 - ウ 防火設備概要
 - (ア) 防火シャッター：33 箇所
 - (イ) 防火扉：10 箇所

3 定期検査実施者の資格等

(1) 検査資格者

検査実施者は、以下の要件のうちいずれかを満たす者とする。

- ア 一級建築士若しくは二級建築士を有する者。
- イ 建築設備検査員及び防火設備検査員の資格を有する者。

(2) 貸与資料

発注者が保有する資料（紙面による。）は、資料借用書の作成をもって受注者に無償にて貸与する。ただし、万一資料に損傷を与えた場合には、受注者が責任をもって修復すること。なお、業務完了後は、貸借資料を確認し、速やかに返却のこと。

4 提出書類

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 主任技術者等届
- イ 主任技術者経歴書
- ウ 定期検査に関する資格を証明するものの写し

(2) 定期検査終了後、提出するもの

兵庫県建築防災センターへ提出する報告書一式（提出部数分）※オンライン報告の場合は、提出予定内容の出力紙等とする

(3) 兵庫県建築防災センター受付後、提出するもの

- ア 兵庫県建築防災センターの受付完了が確認できる報告書一式（受付印の写し、又はオンライン報告の受付完了通知等の写し）
- イ 検査等結果記録図として、対象建築物の配置図、各階平面図を PDF 形式にて作成したものを CD-R で提出（1 枚）
- ウ 完了届
- エ 請求書

5 留意事項

- (1) 業務実施の際は適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 検査に必要な工具、計測機器等の機材は、受注者の負担とする。（設備機器に付属して設置されているものは除く。）また、その他費用負担が不明確なものについては、双方協議のうえ決定する。
- (3) 業務の実施にあたっては、既存設備または他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。また、これにかかる費用負担はすべて受注者の負担とする。
- (4) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている検査方法等の使用に関しては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行う。
- (5) 本業務で作成した図面の権利は、発注者に帰属する。
- (6) 受注者は、検査業務が完了したときは、発注者の検査を受けなければならない。
- (7) 業務の完了は、建築設備定期検査報告書及び防火設備定期検査報告書を兵庫県建築防災センターに提出し、同センターの受付完了を確認した後、4の(3)の提出書類の提出完了をもって業務完了とする。
- (8) 受注者は本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議しその指示に従うとともに、受注者において議事録を作成し提出すること。